

## 森林整備保全事業 I C T 活用工事（舗装工）試行積算要領

### 第1 適用範囲

本資料は、 I C Tによる舗装工（以下「舗装工（I C T）」という。）に適用する。

以下の I C T建設機械による施工の積算に当たっては、森林整備保全事業における施工パッケージ型積算方式の試行の実施について（平成28年3月31日付け27林整計第351号林野庁長官通知）別添1「森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式の基準」により行うこととする。

- ・不陸整正（I C T）
- ・下層路盤（車道・路肩部）（I C T）
- ・上層路盤（車道・路肩部）（I C T）

### 第2 機械経費

#### 1 機械経費

舗装工（I C T）の積算で使用する I C T建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、賃料については、「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い」により算定するものとする。

- ・不陸整正（I C T）、下層路盤（車道・路肩部）（I C T）、上層路盤（車道・路肩部）（I C T）

I C T建設機械名	規格	機械経費	備考
モータグレーダ	土工用・排出ガス対策型 (2014年規制)・ブレード幅 3.1m	賃料にて計上	I C T建設機械経費加算額 は第2の2により計上

#### 2 I C T建設機械経費加算額

I C T建設機械経費加算額は、建設機械に取り付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、第2 1 機械経費で示す I C T建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

- ・不陸整正（I C T）、下層路盤（車道・路肩部）（I C T）、上層路盤（車道・路肩部）（I C T）

対象建設機械：モータグレーダ

賃料加算額：49,000円／日

#### 3 システム初期費

I C T建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、I C T建設機械精度確認等、I C T建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用など、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を共通仮設費の技術管理費に計上する。

- ・不陸整正（I C T）、下層路盤（車道・路肩部）（I C T）、上層路盤（車道・路肩部）（I C T）

対象機械：モータグレーダ

費用：623,000円／式

### 第3 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、見積り等を活用し必要額を適正に積み上げるものとする。また、当該費用は間接費を含む額とし、現場管理費や一般管理費等の対象額に含めないこととする。そのほか、下記の費用に関しては、間接工事費に含まれることから別途計上の対象とならない。

- ・3次元起工測量

基準点等の設置（従来の起工測量に含まれるもの）

- ・3次元設計データ作成

設計図書の照査に関する作業

その他協議図面作成に関する作業

完成図書作成に関する作業

費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、前工事及び設計段階での3次元設計データを活用した場合、発注者が貸与する3次元設計データを活用した場合は、費用計上しないものとする。

なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。

### 第4 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等にかかる経費

1 出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m<sup>2</sup>以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合における経費の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設费率、現場管理费率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。

また、受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・共通仮設费率補正係数：1.2

- ・現場管理费率補正係数：1.1

上記経費の対象となる出来形管理は、以下の①から③とし、それ以外の森林整備保全事業ICT活用工事（舗装工）試行実施要領に示された出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設费率及び現場管理费率に含まれる。

①地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- ②地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ③上記①又は②に類似するその他の3次元計測技術を用いた出来形管理

## 2 費用計上に当たっての留意事項

- (1) 「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上しない。
- (2) 受注者からの見積り又は補正係数で乗じた額での費用計上方法は以下のとおりである。
  - ①補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合
    - ・補正係数を乗じて算出される金額<受注者からの見積りによる金額
  - ②受注者からの見積りによる金額を計上する場合
    - ・補正係数を乗じて算出される金額>受注者からの見積りによる金額